



広島県安芸高田市 ニュースリリース
通知日：2023年9月25日

担当課：総務部総務課 担当：船津
TEL 0826-42-5611 FAX 0826-42-4376

職員による営利企業等の従事制限の見直し

職員が積極的に地域活動やスポットワークができるように、営利企業等の従事制限の許可基準を見直します。この見直しは、次の効果を期待するものです。

- (1) 地域の高齢化や人口減少に伴う担い手不足の解消。
- (2) 新たな経験・知識・情報・技術の習得。それに伴う組織強化、行政パフォーマンスの向上。

◆主な許可基準の見直しの内容等

(1) 「報酬を得て事業又は事務に従事するとき」

- ・公務能率を確保するため、次のとおり時間的制約に関する基準を設定する。
 - ①勤務時間が割り振られた日において1日3時間以内
 - ②週8時間以内
 - ③1か月30時間以内
- ・公務能率を確保するため、直近の人事評価結果を活用する。
- ・職務の公正を確保するため、市と兼業先との関係について基準を明確にする。

(2) 「自ら営利企業を営むとき」

- ・一定の規模以上の不動産等賃貸や太陽光電気の販売等は、区分に応じて基準を設定する。

◆施行期日

2023年10月1日(日)